

松阪市都市計画マスタープラン案に対する公述人の意見措置

日 時 平成19年11月10日（土） 午前10時から
場 所 松阪市産業振興センター 3階研修ホール
公述人 2名
傍聴人 19名

松阪市都市計画マスタープラン案に関する公聴会意見見解書 （公述人1）	
案件	都市計画道路内五曲長月町線について
公述人が述べた意見	都市計画道路内五曲長月町線について、計画の全面廃止をしていたきたい。 廃止すべき理由としては6点ある。 1. 既存道路の拡幅計画ではない。従って当該地区の住民のうち立ち退きを求められる者が非常に多く発生し、住民の生活権を大きく侵犯することになる。 2. 補償費、代替地の選定など、逼迫中の市財政を更に苦しくすると共に、市民の税負担能力にも限りがあり、これ以上の当計画実施に伴う財政負担に耐えられない。 3. 当計画道路の必要性について考えた時、人口減、少子高齢化の進む当該地区に自動車中心の道路を造成することは、交通安全、静かな住環境を大きく損なうことになり、一向に必要性を感じない。 4. 国道42号への市内道路からのアクセスは何ルートも有り、新設の必要性は皆無である。 5. 景観問題から論じて、殿町地区の歴史と文化を感じさせる閑寂で質の高い街並を崩壊させることとなり、かねてから首長はじめ行政が指導して来た「歴史と文化の都市松阪」のイメージに逆行する所為である。観光資源の保全という面からも大いに問題がある。 6. 殿町は昨年、住民の自主的活動により独自の地区計画を策定し実行しており、この根本趣旨からも大きく逸脱する計画である。以上の理由により当該路線計画は速やかに撤回・廃止すべきプランと考える。 また、当件に大きな変化が有った時は速やかに情報を開示通知願いたい。

意見に対する市の見解	都市計画道路内五曲長月町線は、長期未整備の都市計画道路となっており、歴史的なまち並みを経由する路線でもあるため、これまでも整備の是非について様々な意見を頂いているところです。 長期未整備の都市計画道路は全国的にも見直しの必要性が高まっており、三重県においても平成 18 年度に都市計画道路見直しガイドラインが作成されたことから、松阪市においても、内五曲長月町線を含めた長期未整備の都市計画道路の見直しについて検討を進めていきます。 今後、ガイドラインに沿って、各路線の必要性や周辺への交通影響、事業の支障要因などを検証・確認し、廃止、変更、存続のいずれかの方向性を定めていきます。 このようなことから、松阪市都市計画マスタープランにおいて、都市計画道路内五曲長月町線は「長期未整備都市計画道路の見直しを検討する」道路として位置づけています。 情報の開示につきましては、見直し作業を進める中で、住民説明会等を開催して、住民の方にお知らせしていきたいと考えています。
-------------------	--

松阪市都市計画マスタープラン案に関する公聴会意見見解書 （公述人 2）	
案件	三雲管内の線引きについて
公述人が述べた意見	旧三雲町について、現在、農地の固定資産税は課税評価額が少なくないが、線引きされて市街化区域になったところは、宅地並み課税となる。併せて、市街化区域になったところには、都市計画税が課税される。市街化区域以外のところは、すべて市街化調整区域ということで、建物等の土地利用についての規制が出てくる。今日は線引きについての反対意見を述べさせていただきたい。 市のマスタープランの中間案の中で、雲出川下流右岸地域の案が載っている。市の説明によると、松阪市の一番北にある雲出川の小野江町から国道 23 号沿い、小津の中勢バイパスのところから三渡川を越えると国道 42 号になるが、松ヶ崎の境まで約 5km 弱ある。その左右を一律に市街化区域にするということだが、旧三雲町の現状を考えた場合に都市計画法の線引きに該当していないのではないかと思います。 地域説明会も開いていただき、その場で質問もしたが、線引きはどうしてもしなくてはいけないのか、市街化区域になっても市街化調整区域になっても困るので、今のまま、非線引きのままだがよい。もし線引きするのであれば、具体的なメリットのある計画を示してほしい。三雲地域の線引きは時期相応ではない、という意見に対して、市としては一体的

な土地利用を図るため、松阪都市計画、嬉野都市計画、三雲都市計画の3つの都市計画を1つにする方針であり、それと合わせて、土地利用を明確化するために、線引きを行っていく方針としている、という回答を頂いている。それだけの回答です。私の質問に対して、マッチしていないと思うが、それに対して私は線引きについて反対したいと思う。

都市計画法に市街化区域編入に適さない地域の表現が4つされている。

1番目は、都市計画区域における市街化の動向及び、鉄道、道路、河川、用排水施設の整備の見通し等を勘案して、市街化することが不適当な土地の区域は市街化区域にしてはいけません、ということである。下水道の工事は平成27年度を目途に計画が進められているが、私の地域では農業用排水は、生活排水、雑排水と一緒にしている。そういう整備が全くされていない。道路についても、要望しても改修、拡張はされていない。今、高齢化が進んでいる。今年の5月に農協の支店がなくなった。当地域には、金融機関は1つもない、店舗も1つもない、まして工場なんて1つもない、そういう状況の地域も都市計画のまち並みの指定をするということであるが、全く該当しない地域だと思う。

2番目は溢水、津波、高潮等による災害の発生の恐れのある土地の地域。溢水というのは、ちょっとした強い雨が降るとすぐに道路等に水が溢れるということであるが、それも現実にある。津波、高潮等も東南海地震等の大規模な地震が発生すれば、もろに災害の恐れのある地域である。

3番目に優良な集団農地、その他、長期にわたる農地として保全すべき地域。三雲地域は、農業の保全地域になっている。よってこれに該当する。

4番目に優れた自然の風景の維持、都市の環境を保持し、水源を保全すべき地域。そういうことで、都市計画の市街化区域に該当しない地域だと思う。

そういうことで、市街化区域を設定するということには、反対する。

私も自治会の役員をしており、線引きすることが絶対反対だという自治会ばかりではなく、市街化区域にしてほしいという自治会があることも承知している。そもそも都市計画法というのは農地のことは全く考えていない。住宅地、工業地、商業地の3つの土地利用のことに関しての事であって、農地に関しては全く考えていないので、三雲は農業中心の地域なのでミスマッチなのではないかと思う。

線引きをして市街化区域に指定してほしいという地域もあるので、一歩譲って、見直しをしてもらいたい。国道23号、42号沿いを一律に市

	街化区域にするのではなく、アピタやマームのような商業地域が隣接する地域もある。中川駅は市街化区域になっているが、中川駅の場合はきちっとした、整備組合をつくって指定したということなので、そういう形で見直しをしていただきたい。ただ、50ha 以上は指定しなくてはならないということが、都市計画法で決められているが、三雲単独で考えずに、3つの都市計画を1つにするということなので、42号線沿いに続く、大塚町、松ヶ崎、笹川などと一体的にすれば、50ha 以上という縛りもなくなるのではないかと思う。 これは1つの私の代案であるが、基本的に線引きには反対である。
意見に対する市の見解	現在、三雲管内は非線引き都市計画区域となっており、土地利用の規制が緩やかなことから、土地利用の混在や排水不良などの諸問題が生じています。土地利用を明確化して、これらの問題を抑制していくために、線引きは必要と考えます。 また、新市として一体的な土地利用を図るために、3つの都市計画区域を一体化するとともに、より計画的かつ効率的な整備や土地利用を進めていき、快適環境都市を目指したまちづくりを進めるためにも、線引きは必要と考えます。 都市計画マスタープランは将来の都市計画の基本方針を示すものであるため、線引きについて市街化区域の明確な範囲を示しているのではなく、その方針を示しています。 そのため、実際に線引きを行う際は、ご指摘のように国道23号、42号沿道を一律の幅で市街化区域にするのではなく、土地利用の動向や道路、排水施設の整備状況などを勘案して、県や国との調整を図りながら市街化区域の範囲を検討していきます。 また、三雲管内だけで考えるのではなく、松阪市全体で考えて、現在の松阪都市計画区域や嬉野都市計画区域とのつながりを考慮して、検討していく方針としています。 自然環境や農地の保全に関しても、線引きを行い、市街地として土地利用を図っていく部分、農地として土地利用を図っていく部分など、土地利用を明確化することで、土地利用の混在を抑制できると考えています。